横浜地検が、地方自治法違反（偽証）と地方公務員法違反での吉田市長の告発について、いずれも不起訴処分とすることを３月２８日公表しました。

　告発から不起訴処分までの期間が非常に短いこと、２つの告発を同時に処分したことから、これらが市議会や市民と市長との政治的な紛争の色彩を帯びていること、市長選が近いことから、政治的な動向に巻き込まれたくないという検察庁の意向が働いたと考えざるを得ません。

　こんな短期間で捜査できるはずはないのですから、ろくに捜査もせず手放したに違いないのです。

　さて、特に地方公務員法違反の告発は、要するに縁故採用に対する告発です。

　これについては、市民に納得する説明が一切されているとはいえません。

　これで市民が納得できるのでしょうか。

　採用試験の際の問題や受験者の回答については、業者の利益を理由に、１００条委員会でも開示されませんでした。

　しかし、採用に際して、どのような質問がされ、複数の受験者がそれに対してどのように回答したのかが明らかにされなければ、縁故採用との疑念は払拭されません。

　なぜ懲戒処分まで受けた者を、他の候補者を排除して採用したのか、その選任の過程がまったくもって不透明です。

　これを１００条委員会で解明できなかったのは横須賀市議の力不足と言わざるを得ませんが、今やそれを解明できるのは、国家権力をもった捜査機関しかありません。

　ですから、この件については、検察審査会への申立てをし、審査員となる市民の審判を経るのが当然であろうと思われます。

　告発人である市議らの行動に注目したいと思います。